

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 医療機関における院内ガイド業務や小児患者の余暇活動支援業務等の充実により医療サービス・患者サービスの向上を図る事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容) 医療機関において、院内ガイド業務（外来患者等に対する院内の誘導等）、小児患者の余暇活動支援業務（小児の入院患者についてプレイルームで本を読んでもらうなど遊び相手等）等を行う人員を雇い入れ、医療サービス・患者サービスの向上を図る事業。 ※委託可能な業務については、委託先の企業が雇用する場合も含む。</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： 院内ガイド業務や小児患者の余暇活動等に携わる者を増やすことで、医療従事者が本来の業務に専念し、医療サービスの質の向上が期待されるとともに、患者サービスを充実することで、患者が安心して気持ち良く医療を受けられるようになることが期待される。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医政局指導課 課長補佐 高宮裕介 / 係員 丸茂友里子 電話番号：03-3595-2194 / ファックス：03-3503-8562</p>